

事 務 連 絡
令和 3 年 3 月 17 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

予防接種会場での救急対応に用いるアドレナリン製剤の供給等について
(その2)

予防接種法に基づく新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種（以下「本件予防接種」という。）に関連した予防接種会場での救急対応に用いるアドレナリン製剤の供給等については、「予防接種会場での救急対応に用いるアドレナリン製剤の供給等について」（令和2年2月25日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡。以下「前事務連絡」という。）によりお知らせしたところです。

前事務連絡の記2に記載したアドレナリン製剤（エピペン[®]注射液 0.3mg）に係る無償提供（以下「本件無償提供」という。）に関して、製造販売業者から追加の情報提供があったことから、関連の事項について下記のとおり情報提供するので、貴職におかれましてはこれをご了知の上、貴管内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）に周知を図るとともに、予防接種の実施体制の整備について、引き続き準備方ご協力をお願いします。

記

1. 本件無償提供を希望する市町村は、製造販売業者が用意する以下に掲げるWebサイトを通じて申請を行うこと。

<https://med.epipen.jp/free/>

2. 当該Webサイトにおける申請の受付は、令和3年3月18日より開始されること。

3. 本件無償提供により提供される製剤は、原則として、自治体が設置する特設

会場等を対象に授与(送付による授与を含む。以下同じ。)される予定であり、申請にあたっては、具備を予定する特設会場等を予め選定する必要があるもので留意すること。

なお、授与の対象となる特設会場等は、以下に掲げるものをいうこと。

- (1)「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き(2.1版)」(健発0312第11号令和3年3月12日付け厚生労働省健康局長通知別添。以下「手引き2.1版」という。)第3章3(3)に示した、医療機関でない場所を接種会場として用いる場合において開設された診療所
- (2)手引き2.1版第3章3(3)に示した、医療機関でない場所を接種会場として用いる場合であって、かつ「医療機関外の場所で行う健康診断等の取扱いについて」(平成7年11月29日健政発第927号厚生省健康政策局長通知)に定める要件に該当する場合に、当該接種会場において接種を行う医療機関

4. 本件無償提供により、特設会場等に授与された製剤について、使用後の製剤や、最終的に使用期限を超過する等により不要となった製剤については、原則として、当該特設会場等において廃棄する必要があるので留意すること。
5. 本件無償提供により提供される製剤について、その安全性及び有効性を十分に理解し、適切な使用ができる医師のみによって使用されるよう、本件無償提供を受ける前に、予め前事務連絡の記4に示した講習を受講する必要があること。
6. 無償提供に関し不明な点等については、引き続き、以下に掲げる製造販売業者の窓口へ照会すること。

マイラン EPD 合同会社

エピペン提供サポートセンター

0120-336-037 (月～土 9時～18時 日祝祭日を除く)

e-mail : epn-teikyo@eppharmaline.co.jp